

# しみずマイホーム奨励金について

町内に住宅を新築・購入する方及び住宅を改修する方を支援する、しみずマイホーム奨励金交付制度を実施しています。詳細は、しみずマイホーム奨励金交付要綱をご覧ください。

## 対象事業及び奨励金の一覧

### ○住宅取得事業

項目	子育て世帯		一般世帯(単身可)	
	現金	商品券	現金	商品券
新築(町内施工)、新築住宅購入	80万円	20万円	60万円	20万円
新築(町外施工)	-	10万円	-	8万円
中古住宅購入	40万円	10万円	30万円	10万円
同居近居開始世帯加算(新築)	50万円	20万円	50万円	20万円
同居近居開始世帯加算(中古)	30万円	20万円	30万円	20万円

### ○住宅リフォーム事業

項目	子育て世帯		一般世帯(単身可)	
	現金	商品券	現金	商品券
住宅リフォーム(通常)	-	20万円	-	15万円
	対象工事費用の10%とし、限度額20万円		対象工事費用の10%とし、限度額15万円	
住宅リフォーム (中古住宅取得と併せて行う場合)	50万円	-	40万円	-
	対象工事費用の50%とし、限度額50万円		対象工事費用の50%とし、限度額40万円	

※商品券 …清水町ハーモニー商店会が発行する商品券

※子育て世帯…入居時に18歳以下の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)がいる世帯又は母子健康手帳を所有する妊婦がいる世帯。住宅リフォームの場合は工事完了時に18歳以下の子がいる世帯。

※住宅リフォーム事業は町内業者施工に限ります。

## 対象要件

### ○住宅取得事業

#### 1. 新築

自己で新しく住宅を建てる又は他人に建築を請け負わせ新しく住宅を建てることで、建築に係る費用(用地取得費を除く。)が 500 万円以上のもの。

#### 2. 購入

新築 完成から1年以内の上記の新築住宅で、未だ人が居住したことがないもの。

中古 中古住宅と同時に敷地も取得し、その取得価格が 250 万円以上のもの。(2親等以内の親族から購入する住宅は除く。)

※町内に自らが居住する住宅を取得し、取得後5年以上継続して居住する意志があることを確認します。別荘等の一時的に使用する住宅及び賃貸住宅は対象外です。

※同居近居開始世帯加算は下記の要件を満たす場合加算となります。

(1)申請者が同居近居開始日の前一年間に本町に住所を有していないこと

(2)同居近居開始日に前1年間以上本町に住所を有している2親等以内の親族がいること

例:申請者 A さん(清水町外在住、子育て世帯)の場合

A さん世帯は清水町外に1年以上居住。清水町に親世帯が1年以上居住。A さんが清水町で住宅を新築(町内施工)する場合、現金 80 万+50 万円(加算)と商品券 20 万円+20 万円(加算)となる。

### ○住宅リフォーム事業

#### 1. 対象となるリフォームの例

住宅の増築・改築、修繕、塗装、給湯配管等設備工事、建具取り換え、換気設備工事、段差解消、手すり設置、窓ガラス交換、断熱改修、電気設備、基礎の補強工事等で 50 万円以上のもの。

#### 2. 対象とならないリフォーム、費用の例

外構工事、設計費、産業廃棄物処理運搬費、家具家電等の購入費、設備の購入費(ストーブ、ボイラー、カーテン等)、水道管漏水に係る修繕費等。

※住宅リフォーム(中古住宅取得と併せて行う場合)について

中古住宅を令和8年4月1日以降に契約及び取得をし、6か月以内にリフォームに係る請負契約をした場合に対象となります。

## 申請に必要な書類

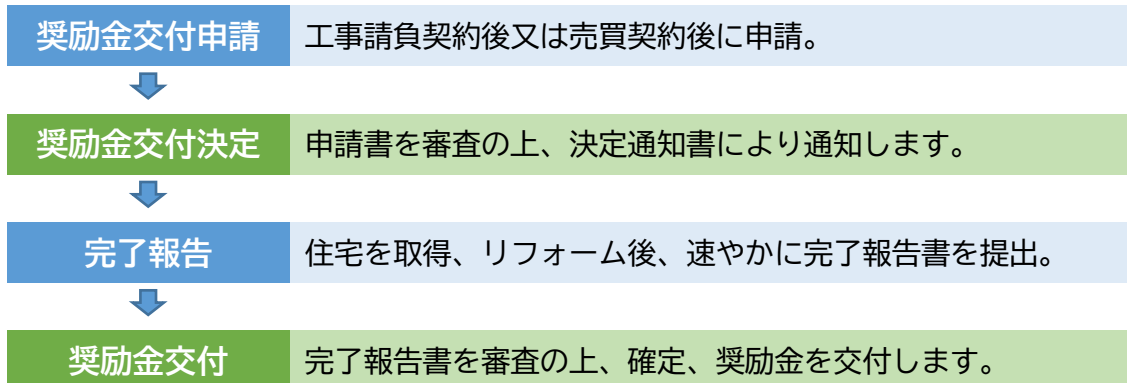
### ○住宅取得事業

- しみずマイホーム奨励金交付申請書
- 申請者の納税完納証明書の写し又は町税の滞納がないことを証する書類
- 工事請負契約書の写し(住宅を新築する場合)
- 売買契約書の写し(新築住宅及び中古住宅を購入する場合)
- 併用住宅の場合、建物及び住宅部分の面積が確認できる平面図
- 母子健康手帳の写し(子育て世帯で子が胎児の場合)
- 2親等以内の親族であることがわかる戸籍全部事項証明書の写し(同居近居開始世帯加算に該当する場合)
- その他町長が必要と認める書類

### ○住宅リフォーム事業

- しみずマイホーム奨励金交付申請書
- 住宅リフォームの対象となる住宅の登記事項証明書の写し
- 申請者の納税完納証明書の写し又は町税の滞納がないことを証する書類
- 工事見積書の写し
- 写真(施工前の状況を撮影したもの)
- 母子健康手帳の写し(子育て世帯で子が胎児の場合)
- 工事請負契約書の写し(中古住宅取得と併せて行う場合に該当する場合)
- その他町長が必要と認める書類

## 申請の流れ



## 申込み・問い合わせ先

清水町役場商工観光課移住定住促進係  
〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地  
TEL:0156-62-1156